

可児市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H30.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考)28年度 の人件費率
29年度	101,566 人	32,793,087 千円	953,590 千円	3,908,735 千円	11.9 %	12.2 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

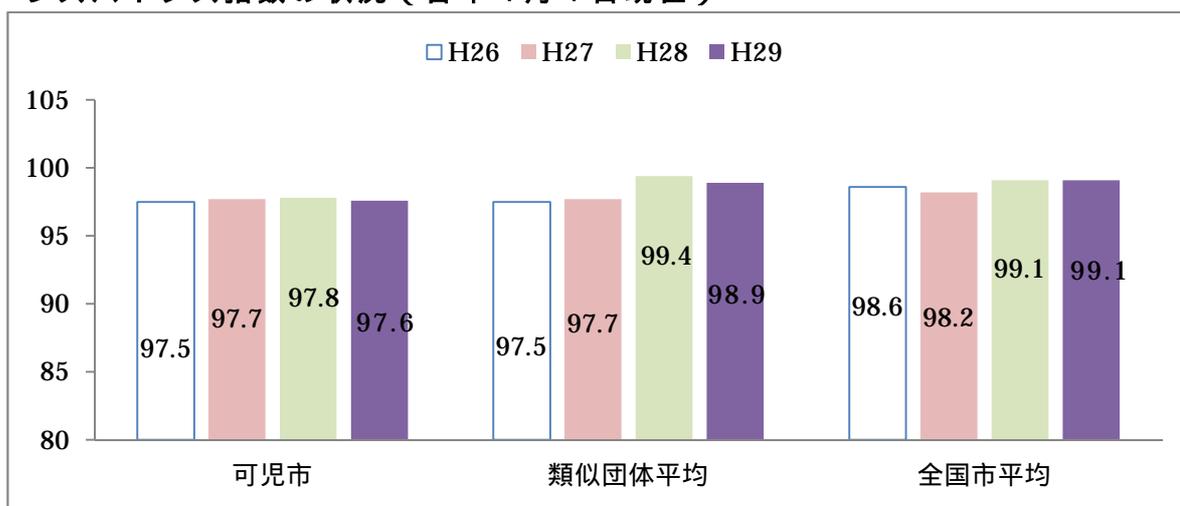
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	479人	1,599,140 千円	340,027 千円	709,830 千円	2,648,997 千円	5,530 千円	6,080 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 29 年 4 月 1 日現在の人数である。

3 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のことで、可児市は - 2 に分類される。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告（改定率）		
29年度	411,350 円	410,719 円	631 円 (0.15%)	0.15%	0.15%	0.15%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考） 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 （改定月数）		
29年度	4.42月	4.30月	0.12月	4.40月	4.40月	4.40月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成29年4月1日

（内容）初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

地域手当の見直し

（支給割合）国基準3%に対し、可児市においても3%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給。平成28年4月1日から3%を支給。

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%
可児市の支給割合	0%	1%	2%	3%	3%

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

（注）岐阜県及び国の数値については、総務省の通知があり次第更新する。以降の各項目について同様である。なお、民間数値についても同様である。

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
可児市	43.8歳	316,900円	388,850円	351,268円
岐阜県(H29.4.1)	42.8歳	330,251円	405,361円	365,316円
国(H29.4.1)	43.6歳	330,531円	-円	410,719円
類似団体	42.4歳	319,082円	398,562円	357,718円

税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	36.1 歳	266,500 円	347,637 円	286,567 円
国 (H29.4.1)	43.1 歳	364,107 円	-	440,286 円
類似団体	37.1 歳	281,667 円	374,934 円	310,989 円

医療職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	37.7 歳	277,600 円	322,170 円	288,270 円
国 (H29.4.1)	46.9 歳	314,870 円	- 円	349,161 円
類似団体	40.2 歳	299,832 円	365,054 円	320,941 円

福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	33.3 歳	243,400 円	276,870 円	255,070 円
国 (H29.4.1)	42.6 歳	332,102 円	- 円	385,159 円
類似団体	38.2 歳	282,025 円	324,957 円	303,341 円

技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
可児市	53.7 歳	12 人	236,000 円	257,367 円	248,567 円	-	-	-	-
うち 清掃職員、学校給食員、用務員	57.3 歳	5 人	249,300 円	268,860 円	262,900 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.56
うち その他職員	51.2 歳	7 人	226,600 円	247,071 円	238,429 円	-	-	-	-
岐阜県 (H29.4.1)	47.1 歳	134人	288,031円	332,945円	305,522円	-	-	-	-
国 (H29.4.1)	50.6 歳	2,722 人	286,833円	-	328,360円	-	-	-	-
類似団体	51.3 歳	54人	316,127円	353,829円	334,104円	-	-	-	-

区 分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
可児市	-	-	-
うち 清掃職員、学校給食員、用務員	4,575,520 円	2,818,600 円	1.62
うち その他職員	4,143,557 円	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成26年度～28年度の3年平均）。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
可児市	42.4歳	340,100円	401,139円	381,761円
岐阜県(H29.4.1)	42.8歳	368,415円	410,535円	-
類似団体	38.9歳	296,859円	347,758円	-

1「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分		可児市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	189,300円	179,200円
	高校卒	147,100円	154,300円	147,100円
医療職	大学卒	167,100円～	216,000円	-
	短大卒	187,400円	200,900円	-
福祉職	大学卒	169,100円～	-	-
	短大卒	184,800円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

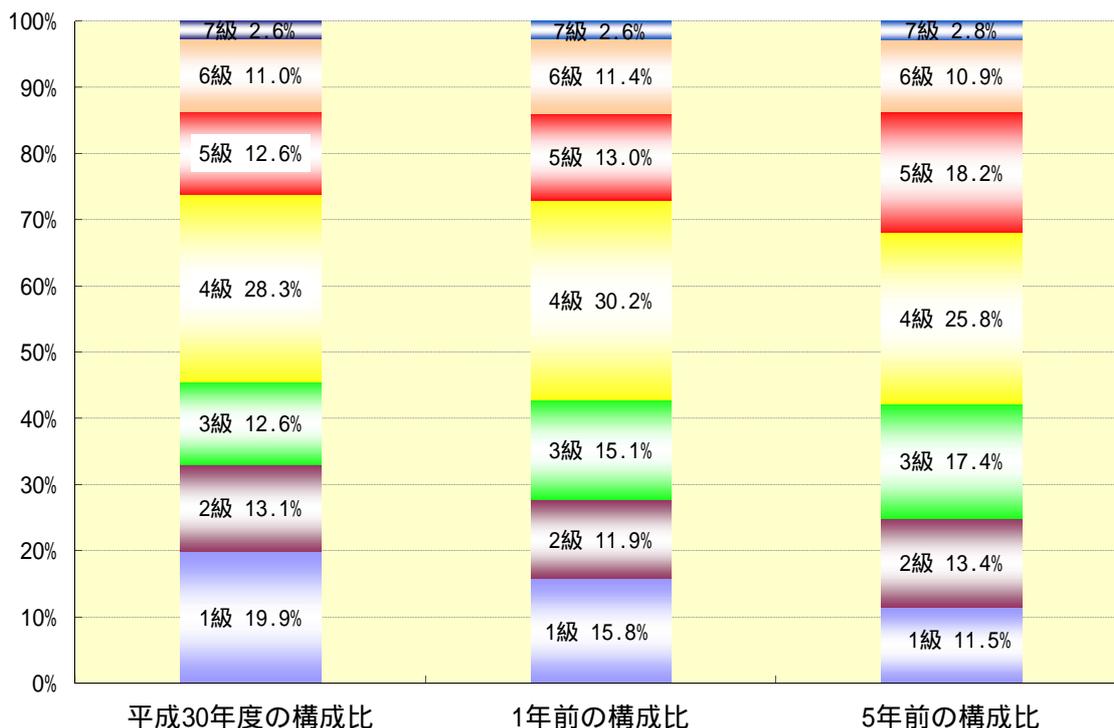
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,999円	353,650円	374,683円	392,660円
	高校卒	-	288,400円	366,000円	373,900円

技能労務職及び教育職は該当者無し若しくは少数であるため、掲載を省略する。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	10	2.6%	362,300円	449,400円
6級	課長	42	11.0%	318,500円	415,600円
5級	課長補佐	48	12.6%	288,000円	396,600円
4級	係長・主任主査	108	28.3%	262,000円	388,100円
3級	主査	48	12.6%	228,900円	349,600円
2級	主任	50	13.1%	192,700円	303,800円
1級	主事	76	19.9%	142,600円	247,100円



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員において勤務評価結果を反映しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（平成30年4月1日現在）

可見市	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,531千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,681千円	-
(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.60月分 1.80月分 特定管理職員 2.20月分 2.20月分 再任用職員 1.45月分 0.85月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.60月分 1.80月分 管理・監督職員 2.20月分 2.20月分 再任用職員 1.45月分 0.85月分	(29年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.60月分 1.80月分 管理・監督職員 2.20月分 2.20月分 再任用職員 1.45月分 0.85月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当は、主任職以上には人事考課結果に基づく成績率を適用しています。

(2) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

可 児 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670 月分	24.587 月分	勤続20年	19.670 月分	24.587 月分
勤続25年	28.040 月分	33.271 月分	勤続25年	28.040 月分	33.271 月分
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
自己都合 3,282 千円			自己都合 3,282 千円		
定年 21,382 千円			定年 21,382 千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29年度決算）		58,778千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		114,374円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
可児市、多治見市	3%	522人	3%
岐阜市	5%	1人	5%
東京都特別区	20%	1人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		97.6 （97.6）	

(4) 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29年度決算）		265千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		26,450円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		1.9%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （29年度決算）	左記職員に対する支給単価
不快手当	環境課職員 福祉課職員	犬・猫等の死体を処理する業務	265千円	1件 500円
福祉手当		行旅死亡人の収容、処理に関する業務		1件 2,000円
		行旅死亡人を収容する業務		1件 1,000円
		消毒等の業務		1日 500円
危険手当		野犬等を捕獲する業務		1件 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	155,895千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	356千円
支給実績（28年度決算）	163,836千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	370千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度

の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度との異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	-	49,433千円	239,966円
住居手当	(1)月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2)月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1	同	-	15,482千円	303,571円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、40,000円を超えることはできない	同	-	24,524千円	61,004円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	-	51,906千円	682,968円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給	同	-	1,411千円	1回4,200円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合	同	-	1,335千円	17,570円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 副市長	920,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		780,000円	市長 最高1,070,000円 最低864,800円	副市長 最高879,000円 最低708,000円
報酬	議副議長	480,000円	議長 最高660,000円 最低452,000円	
		425,000円	副議長 最高620,000円 最低390,000円	
		400,000円	議員 最高590,000円 最低370,000円	
期末手当	市 副市長	(平成30年度支給割合) 4.4月分		
	議副議長			
退職手当	市 副市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		920,000円×在職年数×500/100	18,400,000円	任期毎に支給
		780,000円×在職年数×300/100	9,360,000円	任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

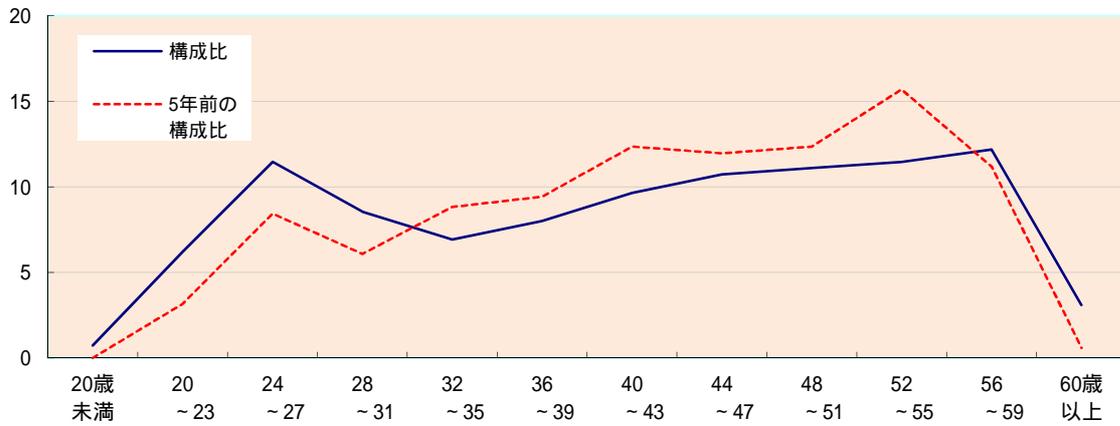
部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	公民館の地区センター化による増員 保育士の増員 業務増による職員の増員 業務増による職員の増員
		総務・企画	145	154	9	
		税 務	36	36	0	
		民 生	96	97	1	
		衛 生	38	38	0	
		農 林 水 産	11	12	1	
		商 工	16	16	0	
		土 木	52	54	2	
	計	400	413	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.66人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.88人)	
	教 育 部 門	79	70	9	公民館の地区センター化による減員	
小 計	479	483	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.56人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.57人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	14	14	0	業務増による職員の増員 組織改編による職員の増員	
	下 水 道	11	12	1		
	そ の 他	38	41	3		
	小 計	63	67	4		
合 計		542	550	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.15人	
		[596]	[596]			

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

[]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(%)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	4人	34人	63人	47人	38人	44人	53人	59人	61人	63人	67人	17人	550人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数
一般行政	368	369	375	389	400	413	45
教育	82	83	83	84	79	70	8
普通会計計	450	452	458	473	479	483	33
公営企業等会計計	60	58	59	61	63	67	7
総合計	510	510	517	534	542	550	40

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費比率
29年度	2,048,323千円	465,871千円	45,043千円	2.20 %	2.72 %

(注) 1 職員給与費は、収益的支出職員 7人分の額で算出している。資本的支出職員 7人分の職員給与費は 51,385千円である。

2 金額は税抜き表示である。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	H28年度団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	14人	51,170千円	8,583千円	21,383千円	81,136千円	5,795千円	6,166千円

(注) 1 職員手当には退職手当金、児童手当を含まない。

2 職員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 金額は、税込表示である。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
可児市	46.0 歳	326,267 円	482,950 円
団体平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

ア 期末手当・勤勉手当

可児市	団体平均												
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,527 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,482 千円												
(29年度支給割合)													
<table border="0"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>2.60 月分</td> <td>1.80 月分</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>2.20 月分</td> <td>2.20 月分</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>1.45 月分</td> <td>0.85 月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当	一般職員	2.60 月分	1.80 月分	特定管理職員	2.20 月分	2.20 月分	再任用職員	1.45 月分	0.85 月分	-
	期末手当	勤勉手当											
一般職員	2.60 月分	1.80 月分											
特定管理職員	2.20 月分	2.20 月分											
再任用職員	1.45 月分	0.85 月分											
(加算措置の状況)													
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	-												

イ 退職手当

4-(2)と同じ

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		1,644 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		117,399 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
可児市	3%	14 人	3%

エ 特殊勤務手当

制度は、4-(4)に同じ。29年度の支給実績なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	2,380 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	216 千円
支給実績（28年度決算）	3,595 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	360 千円

（注） 職員1人当たり平均支給年額は、平成30年3月31日現在の総職員数から管理職員を除いた人数で算出。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	2,000千円	181,818円
住居手当	(1)月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2)月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1	同	306千円	306,000円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、40,000円を超えることはできない。	同	669千円	51,461円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	1,586千円	528,501円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職手当支給対象職員に支給	同	33千円	11千円

(2) 下水道事業

注) 以下の数字は、地方公営企業決算状況調査に合わせるため、人数には部長及び上下水道料金課長は含まないが、給料、手当等の金額には、水道事業との折半分が含まれています。

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 28年度の総費用に占める 職員給与費比率 %
29年度	2,686,710千円	567,278千円	60,619千円	2.24%	%

(注) 1 職員給与費は、収益的支出職員 7人分の額で算出している。資本的支出職員 3人分の職員給与費は 19,223千円である。
2 金額は税抜き表示である。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	H28年度団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	10人	40,284千円	9,776千円	17,090千円	67,150千円	6,715千円	6,130千円

(注) 1 職員手当には退職手当金、児童手当を含まない。
2 職員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の人数である。
3 金額は、税込表示である。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
可児市	40.3 歳	363,830 円	559,589 円
団体平均	43.3 歳	340,980 円	510,993 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況(平成 30 年 4 月 1 日現在)

ア 期末手当・勤勉手当

可児市		団体平均	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(28年度)	
1,709千円		1,474千円	
(29年度支給割合)			
	期末手当	勤勉手当	
一般職員	2.60月分	1.80月分	-
特定管理職員	2.20月分	2.20月分	
再任用職員	1.45月分	0.85月分	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		-	
・役職加算 5~20%			

イ 退職手当

4-(2)に同じ

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		1,317千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		131,712円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
可児市	3%	10人	3%

エ 特殊勤務手当

制度は、4-(4)に同じ。29年度の支給実績なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	3,308千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	331千円
支給実績（28年度決算）	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	千円

（注） 職員1人当たり平均支給年額は、平成30年3月31日現在の総職員数から管理職員を除いた人数で算出。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 10,000円 (3)満60歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 6,500円 (5)重度心身障がい者 6,500円	同	2,058千円	205,800円
住居手当	(1)月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2)月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1	同	890千円	89,040円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、40,000円を超えることはできない。	同	607千円	60,660円
管理職手当	職務の級7級1種 77,400円 6級1種 72,700円 6級2種 62,300円 6級3種 51,900円 5級及び4級2種 55,500円 5級及び4級3種 49,600円	同	1,562千円	1,562,004円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職手当支給対象職員に支給	同	34千円	34千円

8 職員の任免について

(1) 退職の状況

区分	定年	自己都合等	公務外死亡・傷病	応募認定	割愛(1)	合計
29年度	17	11	1	0	3	32

(1) 割愛とは、公務員が身分を移すことをいう。

(2) 採用の状況(平成30年4月1日)

区分	一般事務職			土木技術職	保健師	福祉支援員	保育士	割愛
	上級	初級	初級身体障がい者					
30年度	16	0	1	5	1	0	8	3

任期付職員(2)	再任用職員(3)	合計
1	12	47

(2) 一定期間一定の専門性を有するものを採用した場合、任期付職員という。

(3) 再任用職員とは、退職したもののうち勤務成績等を勘案し、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、任用する職員のことをいう。

9 職員の人事評価について

平成12年度から全職員を対象に目標管理制度を活用した業績、プロセスの2項目で人事考課を実施。また、係長職以上を対象とした上司考課を実施。

目的

- ア．組織全体のマネジメント体質の強化
- イ．職員の能力開発
 - ・OJT(On The Job Training)による目標達成を通じての人材育成
 - ・管理監督者の指導育成力の向上
- ウ．公正な人事の確保
 - ・意欲、チャレンジ精神の高揚
 - ・能力・適性にあった職員の適正配置

考課結果の具体的活用例

- ア．主任職以上の勤勉手当の成績率査定
- イ．課長、係長、主査への昇任・昇格試験の得点
- ウ．職員の昇格、降任・降格及び昇給の査定
- エ．適材適所の人事異動や能力開発施策の基礎資料等

10 勤務時間その他の勤務条件について

区分	勤務時間等
1週間の勤務時間	38時間45分 午前8時30分～午後5時15分 出先機関については、各施設の開館時間に準じ、交替勤務等を実施しています。
休憩時間	12時～13時
育児・介護のための早出・遅出	28年度から開始
フレックスタイム制度	なし

1.1 休業に関する状況について

(1) 年次有給休暇

休暇日数等の概要	平成 29 年実績
全職員に対し、1年につき 20 日間付与（最大 20 日を翌年に繰越し）	平均取得日数 11.2 日

(2) 病気休暇

休暇日数等の概要	平成 29 年度実績
職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、必要最小限の期間	39 件

(3) 特別休暇

休暇の概要	付与日数（限度日数）
選挙権その他公民としての権利を行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液を提供する場合の休暇	必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	5 日
結婚休暇	6 日
産前休暇	分娩予定日前 6 週間目から
産後休暇	分娩日後 8 週間
生後 1 年に達しない生児の保育のために授乳等を行う場合の休暇	1 日 2 回、30 分以内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	1 日につき 1 時間を超えない範囲内の期間
妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が保健指導等を受ける場合の休暇	必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合で、付添い等のための休暇	2 日
妻の産前 6 週間・産後 8 週間の期間中に出産に係る子または上の子（小学校就学前）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	5 日
小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇	5 日
要介護者の介護を行うための休暇	5 日（介護者の人数に応じて最長 10 日）
忌引の休暇	親族に応じ 1 日から 7 日
父母の追悼のための特別な行事のための休暇	1 日
夏季休暇	6 月から 10 月の期間に 4 日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合の当該住居の復旧作業等のための休暇	7 日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合の休暇	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇

休暇日数等	平成 29 年度実績
負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6 月の期間内	0 人

(5) 育児休業

休暇日数等	平成 29 年度実績
当該職員の子を養育するため、当該子が 3 歳に達する日まで	25 人

(6) 部分休業

休暇日数等	平成 29 年度実績
当該職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと	12 人

(7) 育児短時間勤務

休暇日数等	平成 29 年度実績
当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで	0 人

1 2 職員の分限及び懲戒処分について

(1) 分限処分 (平成 29 年度)

免職	休職	降任
0 件	6 件	0 件

分限処分とは、公務能率の維持を目的に、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に行なう処分のことである。

(2) 懲戒処分 (平成 29 年度)

免職	停職	減給	戒告
0 件	1 件	0 件	0 件

懲戒処分とは、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、その道義的責任を問い、職務遂行における秩序維持を図る制裁的処分のことである。

1 3 職員のサービスの状況について

(平成 29 年度)

営利企業等の従事許可件数
26 件

職員は、営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等ができないが、任命権者の許可を受けることで従事することができる。

1 4 職員の退職管理について

平成 28 年度から規則を制定しています。

1 5 職員の研修について

(平成 29 年度)

区 分	受講者数
人材育成（管理職）研修	40 人
係長を対象とした心理学を活かした人事考課定着化研修	71 人
入庁 3 年目職員体験研修（3 日）	15 人
新規採用職員、新任課長、係長研修（春・秋）	58 人
メンター育成研修	25 人
キャリアデザイン研修	21 人
入庁 2 年目施設体験研修及び報告会	24 人
派遣研修（自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、青年の船洋上研修）	21 人
岐阜県市町村職員研修センターが実施する各種研修	209 人
自己啓発としての自主的な研修活動	7 人 2 団体
ホスピタリティ研修	32 人
女性職員研修	26 人
接遇研修（臨時職員）	32 人

1 6 職員の福祉及び利益の保護について

(1) 公務災害認定件数 (平成 29 年度)

公務災害	通勤災害
7 件	0 件

(2) 健康診断受診者数 (平成 29 年度)

区 分	受診者数
入院ドック	23
半日ドック	386
年代別検診	33
一般検診	96
その他	7

1 7 公益通報制度の運営状況について

公益通報制度の状況 (平成 29 年度)

通報・相談件数	主な内容
0 件	-

公益通報制度とは、市職員の職務に係る法令や倫理の違反について、内部職員（臨時職員等を含む）からの通報や相談を受け付ける制度のことである。

18 公平委員会からの報告事項

(1) 措置要求及び不服申立ての状況

(平成 29 年度)

区分		前年度未 処理件数	措置要求 及び申し 立て件数	処理件数	今年度未処 理件数
措置要求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他の勤務条件	0	0	0	0
不服申立て	分限処分	0	0	0	0
	懲戒処分	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0

上記の状況は、地方公務員法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、可茂広域公平委員会から市長に報告されます。